

### 第 3 検討部会 会議録

会議の名称	第 30 回 第 3 検討部会
開催日時	平成 21 年 1 月 14 日 (水) 午後 18 時 35 分から 20 時 40 分
開催場所	川口市職員会館 講座室 B
出席者	(部会長) 佐藤副委員長 (委員) 佐々木委員、増田委員、鈴木委員
会議内容	・第 13 回運営調整部会報告 ・(仮称) 川口市自治基本条例の手引き(たたき台)の検討
会議資料	・(仮称) 川口市自治基本条例の手引き(たたき台)
発言内容	<p>1. 第 13 回運営調整部会の報告 (運営調整部会鈴木委員より報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前文及び条文の修正箇所について、説明する。</li> <li>・附則について</li> </ul> <p>(1) 運用推進委員会は、出来るだけ早期に設置する必要があるが、委員会を条例で定めることから、議会の日程を勘案して、期限を「平成 22 年 1 月 1 日までの間」に変更する。</p> <p>(2) 市民参加条例と(3) 協働推進条例は、内容に共通する点があると思われることから、一緒に検討することも考えられるので、(2)と(3)を同日にする。(2)を平成 24 年 4 月 1 日までの間に変更する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用推進委員会の基本的な役割・委員等構成(案)について</li> </ul> <p>昨年末、各部会で検討した運用推進委員会の役割や委員構成結果を踏まえ、運営調整部会で(案)を検討した。</p> <p>委員構成は、14 名で、内訳は、市民 10 名(団体選出 2 名、公募市民 8 名)、議員 2 名、学識経験者 2 名である。現策定委員と新たな人の割合も半数ずつとする。ただし、市民の公募市民のみ現策定委員 6 名、新たな市民 2 名とし、現策定委員に継続してもらう案である。</p> <p>委員の任期は、2 年とする。</p> <p>2. 討議 (素案について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的にはこのまま全体会に提示されることになる。</li> </ul> <p>前文について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前文は、修正可能である。</li> <li>・「近年ではボランティア活動などの～」という文について、「近年」というのは現時点を基準年にしての文言であるが、条例は長期を想定してい</li> </ul>

るため、「近年」というのがいつの時点を指すのかを明確化しておいた方がよい。10年経てば近年ではなくなってしまう。

「平成に入って～」など、表現について検討する。

#### 市民の責務について

- ・項目としてはなくなったのか。

直接の項目としてはなくなっているが、第7条の第4項で「権利を濫用してはならず」や第8条で「互いの権利及び利益を尊重」など、責務的なニュアンスが他の項目に含まれている。

#### 行政へのアクセス手段について

- ・第19条第2項、「市長その他の執行機関は、市民から市政に対する意見が提出されたときは～」ということになっているが、具体的に意見とはどのように提示、提出されるのか。市長への手紙やパブコメ以外に具体的な手法が説明に記載されると良いのではないか。提案の権利を示しておくだけでは、市民はピンとこないと思われる。行政にとっても明確に記載してあった方が分かりやすいだろうし、市民と行政の間の齟齬も減少すると考える。もう少し詳細な説明を入れるべきではないか。どの程度示すのかは別にしても、一定のルール化が求められる。

行政への意見の提出方法は色々ある。

「市長への手紙」や「パブリック・コメント」また、電話などでの意見・苦情も行政への意見である。

「市長への手紙」は、手紙、メール、FAX、持参などの方法により提出いただき、文書で回答する制度である。

「パブリック・コメント」は、手紙、メール、FAX、持参などの方法により提出いただき、回答と共に公表する制度である。

電話による意見の提出もある。

これら市民の知る権利、市へのアクセス手段・方法は、重要な権利であるため、市民に分かりやすく説明の中に入れるよう検討する。

#### 市民投票について

- ・住民票があれば一般的に住所を有するといえるのか。住民票はなくても在住している人はいる。

逆に住民票はあっても、在住していない人もいる。しかし、これを把握することは難しい。一概には言えないが、住民票がある人が住所を有すると判断するしかない。市民投票の場合、そうでないと投票権の把握ができない。

	<p>運用推進委員会について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・策定委員が準備期間のみでいなくなるというのは、避けるべきである。調整部会（案）では、現策定委員は1年で終了、新たな委員は2年で終了となってしまう。2年で全く新しい委員になってしまうのはどうか。ただし、長くなるのもいかなものかとも感じる。</li> <li>・市民10名は、軌道に乗るまで、現策定委員が10名でも良いのではないかと。それで、1年経ったら、2名ずつ入れ替わるなどの方法もあると思う。</li> <li>・委員の構成、選び方の納得性も重要である。選び方と任期については要検討である。 <ul style="list-style-type: none"> <li>議員枠、市民枠、策定委員枠の3つが必要ではないか。</li> </ul> </li> <li>・運用推進委員会の位置づけは市長の附属機関になるのか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>審議会となるので、附属機関である。</li> </ul> </li> <li>・継続性をどう担保するかが重要である。行政の職員も異動があるため、どのように継続性を担保するのは明確にしておかなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>行政機関は担当者が異動しても継続性は担保されるような仕組みとなっている。</li> <li>策定部会からの参画メンバーについては、メンバーの具体化まで進めておくべきと考える。ただし、案として名前をだすことはよいと考えるが、固定することは避けるべきと思う。</li> </ul> </li> </ul>
次回以降日程	第31回 2月 10日（火）18:00～